

『エンディングアドバイス実践コース』に関する
追加情報

標記通信講座のテキストにつきまして、令和 8 年度（2026 年度）の制度改正に伴い、以下のとおり追加情報をお知らせいたします。

◆高額療養費制度の見直し

2026 年 8 月から、高額療養費制度の自己負担限度額等が見直され、年間の自己負担上限が新設されました。テキスト 064 頁の図表 5-3 および図表 5-4 につきましては、下記の表に差し替えてご覧ください。（出所：厚生労働省ウェブサイト）

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】 （世帯ごと） 〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】 （世帯ごと）	外来 （個人ごと） ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300 円＋1% ＜140,100 円＞	1,680,000 円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100 円＋1% ＜93,000 円＞	1,110,000 円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800 円＋1% ＜44,400 円＞	530,000 円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500 円 ＜44,400 円（※1）＞	530,000 円（※2）	月額上限 22,000 円 （年間上限 21.6 万円）
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900 円 ＜24,600 円＞	290,000 円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700 円 ＜24,600 円＞	290,000 円	月額上限 11,000 円 （年間上限 9.6 万円）
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 （年金収入約80万円以下など） 【70歳以上】	15,700 円	180,000 円	月額上限 8,000 円

※1 年収約 200 万円未満である者は、令和 9 年 8 月以降、多数回該当の金額が引き下がる（44,400 円→34,500 円）。

※2 年収約 200 万円未満であることが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和 9 年 8 月以降に償還払い。

【参考】高額療養費制度の見直しについて（令和 8 年 8 月診療分から）

https://www.mhlw.go.jp/content/001726232.pdf?utm_source=chatgpt.com

◆公正証書遺言作成の手数料の概算式について（公証役場手数料の改正による修正）

126頁 1 行目

（誤）…（4 万 6,000 円 ＋ 加算手数料 1 万 1,000 円 ＋ 作成手数料）

（正）…（5 万 2,000 円 ＋ 加算手数料 1 万 3,000 円 ＋ 作成手数料）

126頁 5 行目

（誤）…（2 万 3,000 円 × 2）

（正）…（2 万 6,000 円 × 2）